



http:// www.
okamoto-pat.jp/

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2018 SEPTEMBER / 209号

★ 海外商標情報（ミャンマー） ★

人口が5000万人を超える国の中でまだ商標法がない国はおそらくミャンマーだけでしょう。このようにいって、今までミャンマーに商標出願をしてきているし、登録証ももらっている、と反論される方もおられると思います。しかし、現在の制度は商標法に基づく商標登録ではなく、Registry of Deeds（登記所）に対して行われる商標所有権宣言の登記と自発的な新聞公告なのです。

ミャンマーでは商標法の制定に向かってここ数年動きが加速しています。商標法案が今年2月15日にはNational Congress（下院）で承認され、現在People's Congress（上院）で審議されています。その承認後、The Union Parliament（合同院）で最終承認され、大統領の署名を経て、公布という運びとなります。ただし、法律の施行には知財局や知財裁判所の設立、施行規則の制定が行われる必要があり、さらに時間がかかりそうです。以下では商標法案に基づいた簡単な解説を行います。

1. 一番気になるのは、現在Registry of Deedsに対して行われている商標所有権宣言登記の取り扱いです。現時点で約90000件あるそうです。商標法案にはこれについて保護を継続するという規定がありませんので、保護を受けるためにはすべて改めて出願する必要があります。その際、現在の登記のコピーを提出することになっており、他の出願よりも優先的に取り扱われるようです。

2. その他の規定は次のようです。

(1) 先願主義： 同一・類似の出願が競合したときには先願主義によります。

(2) 審査主義： 出願があると、方式審査、実体審査を経て、出願公告、設定登録が行われます。出願公告に対して、公告日から60日以内に異議申立てが受け付けられます。

- ・ 言語：ミャンマー語又は英語
- ・ 商品区分：国際商品分類
- ・ 必要書類：委任状（「認証不要」と聞いています。）
- ・ 存続期間：出願日から10年間、更新可能
- ・ 優先権制度の導入：パリ条約に基づく優先権、Registry of Deedsに基づく優先権、博覧会や展示会出品に基づく優先権。
- ・ 著名商標、周知商標の保護規定の導入
- ・ 拒絶理由：
 - a. 絶対的拒絶理由
顕著性のない商標（ただし、使用による顕著性発生は認める。）公序良俗に反する商標。慣用商標。品質の誤認を生じさせる恐れのある商標。その他、現行法に反する商標。
 - b. 相対的拒絶理由
他人の先行商標と同一又は類似の商標。他人の知財の侵害となる商標。他人の著名商標、周知商標と同一または類似の商標。悪意を持って出願された商標。
- ・ 不使用取消制度の導入：登録日から3年間不使用の商標は第三者の請求により、取り消される。

3. 対策

Registry of Deedsに対して既に登記しておられる方はある程度安心できますが、そうでない方は、先願主義下、商標法施行と同時に一斉に出願することになりそうです。このようなケースで過去の日本（例えばサービスマーク登録制度が導入されたとき）では6か月間の特例期間（すべて同一出願日とみなす）が設けられたのですが、ミャンマーではどうなるかわかりません。あらかじめ、準備しておくのに越したことはないようです。